

ザイールにおける「政治の優越」

著者	武内 進一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1989-03
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008697

ザイールにおける 「政治の優越」

武内進一

昨年の9月から10月にかけて、初めてザイールに出張した。短い滞在だったが、印象に残ったのは「政治の優越」であった。どこに行ってもモブツ大統領とザイール唯一の政党であるMPR (Mouvement Populaire de la Révolution: 革命人民運動) がついて回る。ホテルや銀行など、目につく所にはモブツの写真が掲げられ、テレビをつけるとモブツを称える歌や踊りが放映されている。街を歩くとモブツの顔写真が大きくプリントされた服を着た人をしばしば見かけるし、役所に訪問すればお偉方は皆、襟にMPRのバッヂをつけている。

石油危機以降ザイールの経済状況は悪化を続けているが、対照的に、政治体制に関しては、1965年のモブツ政権誕生以来、現在まで大きく揺らぐことはなかったと言える。こうした政治の安定性、あるいは庶民の上にそびえたつ、「政治の優越」は何によって保障され、いかなるメカニズムによって維持されているのだろうか。今回のザイール訪問を終えた私に、この点は大きな疑問として残った。

この疑問の一端が氷解したのは、帰国してからであった。手がかりは2冊の本と1枚のレコードである。

キンシャサで入手したザイール憲法を読むと、MPRおよびその総裁である大統領の権限の大きさに改めて驚かされる。手元にある1983年1月

1日付けのザイール共和国憲法を若干紹介しよう。

「第一章 共和国の領土および主権」の中では次のような条項が目をはく。

第8条 ザイール人民はMPRの中において組織される。

第9条 国家権力は人民より発し、それはMPR総裁すなわち共和国大統領、MPRの諸機関または国民投票により行使される。

「第三章 国家権力の組織および行使」は、全面的にMPR組織の規定となっている。[その一 MPR] は、MPRそのものの定義である。

第32条 ザイール共和国においては、唯一の機構が存在するのみである。すなわちMPRである。

第33条 MPRは政治的に組織されたザイール国民である。その原理はモブツ主義である。すべてのザイール人はMPRの党员である。

すなわちザイールではMPR以外の政治組織が認められていないのみならず、ザイール人は自動的にMPRの党员となる旨憲法で定められているのだ。ここにおいて、党=国家という構図が浮かび上がってくる。以下、[その二 MPRの機関]では、この党組織による立法・行政・司法の三権の掌握について詳しく定義されているが、特筆すべきはMPR総裁すなわち大統領権限の強大性である。

第35条 MPR総裁すなわち共和国大統領は、MPR活動の決定および統

制の中央機関である。

第36条 MPR総裁は共和国大統領となる。それは国民を代表する。それは国家独立と領土統一の保証人である。

それはMPRの全機関が良好に機能するように監視する。

それは行政の長である。それは国家の政治を決定・指導し、行政委員会(Conseil Executif)の行動計画を定め、その履行を監視する。

それは、議会(Congrès)、中央委員会(Comité Central)、政治局(Bureau Politique)の議長となる。

第42条 MPR総裁・共和国大統領は、中央委員会および政治局委員の任免を行う。それは、第一国家委員(Premier Commissaire d'Etat; 首相相当の地位——訳者)、国家委員(大臣)、国家書記官(次官)、軍将校、大使および特命大使、知事および副知事、行政機関の指導者および準国営機関の責任者の任免を行う。

それは裁判所、検察庁の司法官の任免を行う。

それは会計監査院委員の任免を行う。……(中略)……それは軍の最高指導者である。

これで明らかなように、MPR総裁・共和国大統領すなわちモブツは、党の中枢機関である中央委員会および政治局の委員の任免権を持つことによって事実上三権を掌握し、また軍の長ともなっている。さらに、地方行政に関しても、知事など上層部の任命権を持つことで、中央からの統制を行いうる立場にある。まさにザイールにおいて、主権はモブツ個人にあると言って過言ではない。それはMPRの原理が「モブツ主義」という曖昧なものとされていることから

も理解しうる（憲法には「モブツ主義」の具体的定義はない）。「モブツ主義」とはモブツその人の行動であり、それに批判を加えることは、「モブツ主義」に反し、MPRの党是に反し、憲法に反するのである。

以上見てきたような憲法の諸条項が、モブツおよびMPRの圧倒的権力保持の法的根拠、ザイルにおける「政治の優越」の根拠であった。

モブツがこのような集権的政治体制を築き上げた背景を、彼個人の政治的手腕やパーソナリティのみに帰することは、完全な誤りとは言えぬまでも、あまりに皮相的であろう。そこに色濃く影を落としているのは、独立以降彼が政権を握るまで、5年の長きにわたって断続的に続いた内乱（コンゴ動乱）である。この時は、カタンガ（現シャバ）州やカサイ州の分離独立宣言、あるいはスタンレーヴィル（現キサンガニ）への反政府勢力の結集など、地方に対する中央の統制は消失し、国内が分裂の状態に陥った。この動乱の教訓は、モブツが集権的な政治体制を固める上で大きな影響を及ぼしたと思われる。

この点で興味深いのは、1984年の大統領選挙の際に作られたモブツの宣伝歌「我らの候補者モブツ」である。国民の人気歌手フランコが歌うこのレコードを、私は偶然東京で入手したのだが、内容を見るとモブツのイデオログ達、その正当性の根拠をいまだにコンゴ動乱の平定に求めていることがわかる。12番から成る長い歌だが、彼らの主張を良く表している部分を訳出してみよう。

モブツの名を高く叫べ
彼はザイルに平和を再建した
モブツは平和のたいまつ

ザイルのどの地方に行っても
人々は平和に楽しく暮らしている
モブツが騒乱と殺りくを止めたからだ

平和が我が国に戻った

すべての無秩序は消えた（5番）

しかし実際のところ、モブツが直接的にコンゴ動乱を平定したのではない。彼が行ったのは、広大な領土を有するザイルの統治の鍵は地方行政のコントロールであるとの認識に基づいて、政治体制を地方分権型から中央集権型へと変革し、それを固定化することにより、地方反乱の芽をつぶしたことである。T. M. Callaghy, *The State-Society Struggle: Zaire in Comparative Perspective*, 1984年, Columbia University

Press, には、この過程が詳述されている。以下その過程を少し追ってみよう。

1965年11月24日にクーデターにより政権を握ったモブツは、5年間「統一国家政府」の大統領となることを定め、一切の政党

活動を禁止した。67年頃までに、白人傭兵やアメリカ等による軍事援助の助けを借りて、地方の反政府勢力を鎮圧すると、モブツは「67/177オールドナンス・法」により、地方行政改革を行う。これにより州政府は廃止され、知事を始めとする地方行政のスタッフは、憲法の規定にあるように、モブツによって直接任命される中央官僚となった。この時点で、ザイルの州は地方自治体であるこ

とを止め、単なる国家の一行政単位となったのである。

以上述べてきたような、党(MPR)と国家機能の融合、中央の党官僚とその頂点であるモブツによる集権的統治システムは、1970年の新憲法制定を主要な画期として、70年代前半に制度的に確立された。現行憲法がこの70年憲法を基本としているように、現在の政治的安定は、この時期成立した基盤に基づくものである。

このように確立された政治構造が、ザイルにどのような影響を与えたのか、ここで検討する余地はない。ただ、一つだけ指摘するとすれば、経済危機の要因としてしばしば挙げられる「ザイル化政策」も、こうした「政治の優越」を背景として行



84年大統領選挙の際の宣伝ソング「我らの候補者モブツ」のレコード・ジャケット（裏面）

われたのであり、その意味でこの政治構造それ自身が、経済危機の構造的要因を形成していたということである。ザイルの経済危機を理解する上で、この政治構造との関連は、今後さらに掘り下げるべき課題と言えよう。

（たけうち・しんいち／地域研究部）